

平成
29 年分

確定申告

相談・申告書の受付は
『2月16日(金)～3月15日(木)』迄

税務署へ確定申告のためにお越しになる際には、前年の申告書控え、確定申告に必要な書類および印鑑をご持参のうえ、上記期間の午後4時頃まで（土日・祝日を除く）にお越しください。

注意点

昨年から確定申告書にマイナンバーの記載が始まっています！

①

申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要になります。

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です（控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要）。

【本人確認書類の例】

- 郵送等の場合⇒ 例① マイナンバーカード（表面及び裏面の写しの添付が必要）
例② 通知カード＋運転免許証、公的医療保険の被保険者証など（両方の写しの添付が必要）

■税務署窓口で提出する場合⇒ 上記①の例①及び例②の書類の提示により本人確認が可能

注意点

平成29年分の確定申告から医療費控除が変わります

②

○領収書の添付または提示が不要となり、代わりに、『医療費控除の明細書』の添付が必要となります。（医療費の領収書は5年間保存する必要があります。）

○セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が設けられました。

セルフメディケーション税制とは？

平成29年1月1日以降に、健康の増進や予防（人間ドックやインフルエンザの予防接種など）を自主的にを行い、その中で特定の医療品（※1）を購入した方は、その明細を添付することで最高8万8千円まで医療費控除を受けることができる特例制度です。

ただし、通常の医療費控除か特例制度を使うかの選択制になっており、特例を使用した場合、通常の医療費控除を受けることはできません。後々修正等を行いたい場合でも、新たに選び直すことはできませんのでご注意ください。

※1 具体的な医療品名については、厚生労働省ホームページを御覧ください。



注意点

確定申告に関する送付物が一部変更される方がいます

③

■送付物が変更される方 確定申告書が送付されていた方のうち、平成27年分の『所得税及び復興特別所得税』または『消費税及び地方消費税』の確定申告書を次の相談会場で書面により提出された方

- ・税理士会による無料相談会場
- ・地方公共団体による相談会場
- ・青色申告会による相談会場

■変更される送付物 これまでの申告書に代えて『確定申告のお知らせ』が送付されます。

確定申告のお知らせとは

確定申告書の「提出期限」及び「予定納税額」等の確定申告書の作成に必要な情報を記載しているはがき又は通知書です。

なお、「確定申告のお知らせ」を送付する方には、青色申告決算書又は収支内訳書も送付されません。

※「確定申告のお知らせ」はがきのイメージです。

The image shows a sample of the 'Notice of Filing for Determination of Tax' (確定申告のお知らせ) form. It includes sections for:

- Important information (重要) regarding the filing deadline and the need to attach the 'Notice of Filing for Determination of Tax'.
- Information for electronic filing (e-tax) using a My Number card or notification card.
- Information for filing by mail, including the deadline for attaching the 'Notice of Filing for Determination of Tax'.
- Information for filing by mail, including the deadline for attaching the 'Notice of Filing for Determination of Tax'.
- Information for filing by mail, including the deadline for attaching the 'Notice of Filing for Determination of Tax'.

「予定納税額」等の確定申告書の作成に必要な情報を記載しているお知らせです。

お問い合わせ

財政課税務グループまたは江差税務署 (☎52-0078)